













ご利用中のお客様

- 茵 サービスのご案内
- ∷ 番組情報

◎ サービスエリア

F =_-x

臍企業情報

週間番組表

月間番組表

オンデマンド

契約約款・規約(徳島市:戸建て契約)

トップページ > 企業情報 > 契約約款・規約 > 契約約款・規約(徳島市:戸建て契約)

契約約款・規約(徳島市:戸建て契約)



_	サービス内容	契約約款・規約	施行日	
	テレビ	契約約款 録画機能付STBご利用にあたっての同意書	2021/04/01 —	
	インターネット	<u>ピカラ契約約款(外部リンク)</u>		
	トクスマ	 テレビトクシマ・スマホサービス契約約款 個品割賦購入契約約款 端末安心保証サービス規約 ジュニアパック規約(外部リンク) 通信サービスの提供条件について 端末提供条件について 	2019/10/01 約款をクリック い ^{2019/10/01} 2019/10/01	
	テレリース	利用規約	2021/07/14	
	Hulu	<u>サービス利用規約(外部リンク)</u>	2020/09/16	
	Netflix	利用規約	2021/04/25	
	DAZN	利用規約	2021/04/01	
	でんきといっしょ割	附带料金条件	2021/04/20	



番組に関するお問い合わせ **く 088-635-0171** 平日 9:00~17:30

お知らせ | 番組情報 | サービス | サポート | 会員サービス | Q&A | お問い合わせ | サービス提供エリア | 企業情報

← → C b https://www.tcn.jp/files/page/conditions/cond_tokushimashi_TV.pdf				
		— + 🤉 🖽 〔13 ページ表示 A ^N 音声で読み上げる ∀ 手描き ∨ ∀ 強調表示 ∨ 🔗 涕		
 ← → C ↑ https://www.tcn.jp, ■ 契約約款・規約(徳島市:戸建て:× ↑ cond_tokushimashi_TV.pdf × + 新しいタブ GLICK************************************	/files/page/conditions/cond_tokushimashi_TV.pdf サービスに関する 利用規約をご確認し、 ページを閉じてください を記タブの表示はお客様の お使いのブラウザにより 異なります。	 ー + の 田 四 ページ表示 A* 音声で読み上げる ▽ 手描き ~ ▽ 強調表示 ~ ② 第 ケーブルテレビ徳島株式会社 契約約款 ケーブルテレビ徳島株式会社 契約約款 ケーブルテレビ徳島株式会社 契約約款 ケーブルテレビ徳島株式会社 契約約款 ケーブルテレビ徳島株式会社 契約約款 アーブルテレビ徳島株式会社 契約約款 アーブルテレビ徳島は高くなどの支援したのから、 アーブルテレビ徳島は、加入者に次のウービルを提供したいためため、 アーブルテレビを提供している区域以下 (第2000年) アーブルテレビジャンクス (1990年) アーブルテレビジャンクス (1990年) アーブルテレビジャンクス (1990年) アーブルテレビジャンクス (1990年) アーブルテレビジャンクス (1990年) アーブルテレビジャンクス (1990年) アーブルデレビジャンクス (1990年) アーブルデレビジャンクス (1990年) アーブルビデレジャンクス (1990年) アーブルデレビジャンクス (1990年) アーブル (1990年) アーブル (1990年) アーブル (1990年) アーブル (1990年) アージャンクス (1990年) アージャンクス (1990年) アージャンク (1990年) アージー (1990年) アージャンクス (1990年) アージックス (1990年) アージャンス (1990年) アージックス (1990年) アージックス (1990年) アージックス (1990年) アージックス (1990年) アージックス (1990年) アージックス (1990年)		
		 シ等の液積、放電または紛失した場合には、甲は、乙に有償にて販売することとする。また、甲が必要と認める場合 全除さ、乙はSTBの交換を請水できない。 3. 乙は、甲が貸与するSTBは約用できない。 第3条(契約の単位) 1. 加入契約は、此幣(住居もしくは同一住所で生計を共にする者または単身者)を単位とする。 2. 一抵加入、ホテル、防館、等院、業務用等については、別途協議するものとする。 第4条(契約の成立) 1. 加入契約は、加入中込者があらかじめこの約数を承認し、別に定める様式の加入申込書に必要な事項を記載の上 申込み、用がごれを承諾した際に成立するものとする。 第4条(契約の成立) 1. 加入契約です、技術的に接続が出来ない等により、サービスの提供が困難なときは、加入契約の 申込みの凍諾を取り消すことがある。 3. 甲は、前項の規定にかからかうず、技術的に接続が出来ない等により、サービスの提供が困難なときは、加入契約の 申込みの凍諾を取り消すことがある。 3. 甲は、前項の規定にかからからずご、その契約内容を通知するものとする。 第5条(初期契約解除地度) 1. 乙は、前条の通知受償目から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込の厳固または契約の解除(以下「解除等」とか、かたつことができる。 2. 前項の解除等は、こが文書を発し、その交割を住地するものとする。 第5条(施設の設置及びたり、込行っことができる。 4. 乙は、軟像用回線終溜被置(以下「CNU」という。)の出力端子以降全ての施設(以下「乙施設」という。)を乙の費用 にて構築するものとする。 2. 乙は、軟像用回線給溜装置(以下「CNU」という。)の出力端子以降全ての施設(以下「乙施設」という。)を乙の費用 にて構築するものとする。 2. 乙は、軟像用回線給溜装置(以下「CNU」という。)の出力端子以降全ての施設(以下「乙施設」という。)を乙のとする。 第5条(原本)を開く機構を置いため、これに関わる費用を負担するもの とする。 2. 乙は、軟像用回線給留装置(以下「CNU」という。たた、広場合に、これに関わる費用を負担するもの とする。 第5条(使用の換集構を置いする。また、乙は、甲が貸与したSTB等を善良なる管理者の注意をもって 維持を置するものととする。また、乙は、甲が貸与したSTB等を善良なる管理者の注意をもって 維持を置するものとまる。 第5条(少量) 3. 甲に、地域用の領法に、甲をおのとする。素者にて ONU と乙施設を接続して、甲がサービス送信をした時と する。 		

🗅 cond_tokushimashi_TV.pdf

